

---

# 国有地サポート・地域ボランティア Q&A

---

令和8年4月

福岡財務支局 管財部 国有財産調整官

【質問事項】

- 1 国有地サポート・地域ボランティアとは何ですか
- 2 国サポの目的は何ですか
- 3 対象財産はどのようなものがありますか
- 4 実施団体（者）になる条件はありますか
- 5 未成年者だけでも実施団体（者）になれますか
- 6 申込方法は
- 7 活動内容は決まっていますか
- 8 緑化を家庭菜園で行うことは可能ですか
- 9 活動頻度は決まっていますか
- 10 報酬や必要経費の支給はありますか
- 11 活動に必要な物品は支給されますか
- 12 活動中に回収したゴミや刈草はどうしたらよいですか
- 13 怪我をしたり、他人に損害を与えた場合はどうなりますか
- 14 サインボードは、国が設置するのですか
- 15 サインボードを設置する目的・効果は

No.	項 目
1	<p>Q 「国有地サポート・地域ボランティア」（以下「国サポ」という。）とは何ですか</p> <p>A 地域住民、企業、その他団体等（以下「実施団体（者）」という。）に、福岡財務支局が管理している国有地の巡回、除草、草花による緑化等のサポート活動を行っていただくものです。</p>
2	<p>Q 国サポの目的は何ですか</p> <p>A 実施団体（者）と協働して、国サポを行うことを通じて、地域にふさわしい環境整備を行うことを目的としています。</p> <p>実施団体（者）は、社会貢献や地域コミュニティの構築を図ることができます。</p> <p>国は、管理コストの低減、国有財産を介した地域との連携、国有地や財務局等をもっと身近に感じてもらえるようになることを期待しています。</p>
3	<p>Q 対象財産はどのようなものがありますか。</p> <p>A 一定期間処分を行わない（長期間の活動が可能な）国有地を中心に行っていただきます。具体的に利用したい財産がありましたら、福岡財務支局へお問い合わせください。</p>
4	<p>Q 実施団体（者）になる条件はありますか</p> <p>A 個人（18歳以上）、自治会、学校、企業、その他各種団体など。</p> <p>資格や経験は必要ありません。</p> <p>ただし、政治団体、宗教団体、反社会的勢力は、実施団体（者）になることができない旨を実施要綱や申込書に記載します。</p>
5	<p>Q 未成年者だけでも実施団体（者）になれますか</p> <p>A 実施団体（者）の代表者は成人でなければなりません。</p> <p>また、安全確保の観点から、活動時には原則1名以上の成人の参加が必要です。</p>
6	<p>Q 申込方法は</p> <p>A 実施団体（者）において、活動を行いたい対象国有地と活動内容を検討し、活動申込書と活動計画書を提出していただきます。</p> <p>その後、実施団体（者）と国の協議が整いましたら、協定書を取り交わします。</p>
7	<p>Q 活動内容は決まっていますか</p> <p>A 国有地の巡回、除草、草花による緑化、清掃などですが、実施団体（者）の意向を踏まえ、実施団体（者）と調整の上、決めることとなります。</p>
8	<p>Q 緑化を家庭菜園で行うことは可能ですか</p> <p>A 家庭菜園による緑化はできません。</p>
9	<p>Q 活動頻度は決まっていますか</p> <p>A 実施団体（者）の意向（申込書）を踏まえ、実施団体（者）と調整し、決めることとなります。</p> <p>実施日については、実施団体（者）内部で日程調整を行っていただいた上で、活動いただきます。</p>

10	<p>Q 報酬や必要経費の支給はありますか</p> <p>A 活動に関わる報酬は無償です。交通費、ボランティア保険料、通信費（mail 送受信時のパケット料金や郵便料金）等の費用においても、実施団体（者）にご負担していただきます。</p>
11	<p>Q 活動に必要な物品は支給されますか</p> <p>A 予算の範囲内で国が必要と認める消耗品（ゴミ袋、鎌など）を支給することは可能です。 消耗品のため、協定解除時等の返還は不要です。</p>
12	<p>Q 活動中に回収したゴミや刈草はどうしたらよいですか</p> <p>A 実施団体（者）において、地域行政機関（市町村など）のゴミ分別方法や回収ルールに従って、排出していただきます。 回収不可能なゴミがある場合は、国において対応しますので、連絡してください。</p>
13	<p>Q 怪我をしたり、他人に損害を与えた場合はどうなりますか</p> <p>A 活動は実施団体（者）の責任において実施していただくため、実施団体（者）において対応いただくこととなります。活動中の万一の事故等に備えて、活動前にボランティア保険に加入いただくことが必要となります。 また、活動において生じた事故等の対応は実施団体（者）が行うことをはじめ、一切の責任は実施団体（者）が負うこととなります。</p>
14	<p>Q サインボードは、国が設置するのですか</p> <p>A 原則、国が設置しますので、ご相談ください。</p>
15	<p>Q サインボードを設置する目的・効果は</p> <p>A 実施団体（者）が活動を行っていることを近隣・社会等にアピールできるとともに、活動団体が活動を継続いただく動機付けに繋がるものと考えています。</p>